

社会福祉法人大仙ふくし会

役員・評議員報酬及び費用弁償規程

# 社会福祉法人大仙ふくし会 役員・評議員報酬及び費用弁償規程

改正 平成25年3月21日

改正 平成29年5月30日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人大仙ふくし会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (報酬)

**第2条** 法人の役員等の報酬は、別表のとおり支給する。

## (費用弁償)

**第3条** 法人の役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。  
2 前項の費用弁償の額は、職員旅費規定に準じ、理事長が定める額を支払うことができる。

## (報酬及び費用弁償の支払い)

**第4条** 報酬及び費用弁償の支払いは、現金払い又は口座振り込みとする。  
2 前条第2項の規定により支払われる費用弁償は、概算払いとし、業務終了後、精算するものとする。

## (別表)

| 役職名         | 報酬金額        | 備考           |
|-------------|-------------|--------------|
| 理事長         | 月額 50,000円  | 非常勤          |
| 理事・監事       | 日額 8,000円   | 非常勤、税を除く手取り額 |
| 評議員         | 日額 6,000円   | 非常勤、税を除く手取り額 |
| 常務理事（施設長兼務） | 月額 330,000円 | 常勤           |
| 常務理事        | 月額 250,000円 | 常勤           |

## (補則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、定款の施行する日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年6月開催の定時評議員会終結時から施行する。

